

# 兵庫県公報

令和8年1月8日 木曜日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

- |  |   |
|--|---|
| ○ 高病原性鳥インフルエンザの発生（畜産課） .....                 | 1 |
| ○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限（同） ..... | 1 |

### 告 示

#### 兵庫県告示第7号の2

家畜伝染病予防法（昭和16年法律第166号）第13条第4項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和8年1月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 家畜の種類

採卵鶏

3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数

疑似患畜 155,000羽

4 発生の場所又は区域

姫路市

5 発生年月日

令和8年1月8日

~~~~~

#### 兵庫県告示第7号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜及び物品の移動を制限することを命ずる。

令和8年1月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

発生農場から半径3km以内の下記区域

【姫路市】花田町（上原田、加納原田）、御国野町（深志野、国分寺、御着）、別所町（佐土新、家具町、佐土、別所、北宿）、飾東町（佐良和、庄、豊国、塩崎、北山、志吹、唐端新、夕陽ヶ丘、小原新、八重畑、北野、大釜、大釜新、清住、山崎）、豊富町神谷【加古川市】志方町（西牧、山中、原）【高砂市】阿弥陀町阿弥陀

(4) 移動を制限する期間

令和8年1月8日から当分の間

2 搬出を制限する家畜の種類等

## (1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

## (2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

## (3) 搬出を制限する区域

発生農場から半径10km以内の下記区域

【姫路市】坂元町、本町、西二階町、福中町、十二所前町、南町、南畠町、南畠町1～2丁目、久保町、忍町、高尾町、総社本町、西駅前町、白銀町、立町、魚町、塩町、綿町、亀井町、駅前町、古二階町、元塩町、平野町、坂田町、朝日町、北条口1～5丁目、二階町、吳服町、紺屋町、東駅前町、同心町、五郎右衛門邸、堺町、竹田町、福居町、八木町、金屋町、生野町、橋之町、福本町、米屋町、鍵町、坊主町、河間町、鍛冶町、野里寺町、大野町、威徳寺町、梅ヶ枝町、野里、下寺町、国府寺町、天神町、京口町、神屋町、神屋町2～6丁目、城東町、城東町五軒屋、睦町、城東町（京口台、野田、清水、中河原、毘沙門、竹之門）、大黒壱丁町、五軒邸1～4丁目、東郷町、市川台1～3丁目、京町1～3丁目、大善町、丸尾町、市川橋通1～2丁目、日出町1～3丁目、若菜町1～2丁目、市之郷町1～4丁目、宮西町1～4丁目、神和町、城見町、幸町、宮上町1～2丁目、双葉町、楠町、花田町（高木、小川、勅旨、一本松）、北条梅原町、北条永良町、北条宮の町、北条、北条1丁目、阿保、庄田、南条、南条1～3丁目、三条町1～2丁目、佃町、市之郷、南駅前町、豊沢町、西延末、延末、延末1丁目、東延末、東延末1～5丁目、手柄、手柄1～2丁目、亀山、亀山1～2丁目、飯田、飯田1～3丁目、安田1～4丁目、栗山町、西新町、船丘町、琴岡町、元町、小姓町、米田町、上片町、博労町、地内町、片田町、福沢町、千代田町、船橋町2～6丁目、東雲町1～6丁目、花影町1～4丁目、神田町1～4丁目、定元町、井ノ口、西庄、岡田、中地、玉手、玉手1～4丁目、町坪南町、町坪、中地南町、土山1～7丁目、土山東の町、山畑新田、今宿、車崎1～3丁目、東夢前台1丁目、上手野、北夢前台1～2丁目、南車崎1～2丁目、南今宿、神子岡前1～4丁目、東今宿1～6丁目、西今宿1～8丁目、藤ヶ台、山吹1～2丁目、北今宿1～3丁目、名古山町、下手野（1～2丁目、5丁目）、御立東1～6丁目、田寺東1～4丁目、田寺1～8丁目、田寺山手町、辻井1～9丁目、御立西1～6丁目、御立中1～8丁目、御立北1～4丁目、小利木町、鷹匠町、柳町、材木町、景福寺前、柿山伏、農人町、吉田町、龍野町1～6丁目、岡町、嵐山町、岩端町、東辻井1～4丁目、新在家中の町、西新在家1～3丁目、山野井町、八代、伊伝居、新在家1～4丁目、新在家本町1～6丁目、八代緑ヶ丘町、八代宮前町、八代東光寺町、北八代1～2丁目、八代本町1～2丁目、城北本町、西八代町、南八代町、南新在家、北新在家1～3丁目、北平野台町、広嶺山、広峰1～2丁目、城北新町1～3丁目、峰南町、北平野（南の町、奥垣内、1～6丁目）、上大野1～7丁目、大寿台1～2丁目、西大寿台、梅ヶ谷町、保城、西中島、増位新町1～2丁目、増位本町1～2丁目、白国、白国1～5丁目、城見台1～4丁目、砥堀、仁豊野、四郷町（坂元、山脇、上鈴、中鈴、本郷、見野、明田、東阿保）、御国野町西御着、別所町小林、田井台、飾東町小原、豊富町（豊富、甲丘1～4丁目、御蔭）、山田町（牧野、西山田、南山田、北山田、多田）、船津町、飾磨区（宮、大浜、天神、細江、須加、御幸、東堀、玉地、玉地一丁目、恵美酒、清水、清水1～3丁目、都倉1～3丁目、亀山、栄町、中島、中島1～3丁目、今在家6丁目、加茂、蓼野町、構1～5丁目、加茂北、下野田1～4丁目、阿成鹿古、阿成植木、阿成渡場、阿成中垣内、阿成下垣内、阿成、三和町、中野田1～4丁目、上野田1～6丁目、野田町、堀川町、三宅1～3丁目、妻鹿、妻鹿日田町、妻鹿常盤町、妻鹿東海町）、広畑区蒲田、白浜町、白浜町（寺家1～2丁目、神田1～2丁目、灘浜、宇佐崎北1～3丁目、宇佐崎中1～3丁目、宇佐崎南1～2丁目）、木場、八家、木場十八反町、木場前中町、木場前七反町、東山、継、奥山、北原、兼田、的形町（的形、福泊）、大塩町（汐咲1～3丁目、宮前）、大塩町、野里上野町1～2丁目、野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、野里中町、野里東町、野里東同心町、野里堀留町、野里大和町、高岡新町、三左衛門堀東の町、三左衛門堀西の町、飾磨区（加茂東、加茂南、今在家北1丁目）、夢前町（宮置、置本、山富、玉田）、香寺町（土師、岩部、香呂、行重、相坂、田野、須加院、犬飼、中仁野、中屋、広瀬）【加古川市】加古川町（寺家町、本町、木村、稻屋、友沢、西河原、備後、中津、河原）、平荘町（山角、池尻、西山、小畠、一本松、神木、上原、中山）、東神吉町（神吉、天下原、升田、出河原、砂部、西井ノ口）、西神吉町（辻、岸、大国、西村、中西、宮前、鼎）、米田町（平津、船頭）、志方町（志方町、上富木、投松、高畑、広尾、岡、細工所、野尻、大沢、行常、畑、雜郷、東飯坂、東中、大宗、西飯坂、西中、永室、成井、西山、横大路）【高砂市】高砂町（松波町、木曾町、朝日町1～2丁目、浜田町1～2丁目）、西畑3～4丁目、荒井町（蓮池1～3丁目、日之出町、紙町、新浜1～2丁目、小松原1～5丁目、中新町、若宮町、東本町、

扇町、南栄町、中町、御旅1～2丁目、千鳥1～3丁目)、末広町、伊保崎南、高須、伊保町中筋、今市1～2丁目、中島1～3丁目、緑丘1～2丁目、百合丘、美保里、伊保1～4丁目、伊保東1～2丁目、伊保港町1～2丁目、竜山1～2丁目、中筋1～5丁目、松陽1～4丁目、伊保崎1～6丁目、梅井1～6丁目、曾根町、米田団地、米田町(米田、米田新、古新、塩市、島、神爪)、阿弥陀町(北池、南池、生石、魚橋、北山、長尾、地徳)、時光寺町、春日野町、阿弥陀、金ヶ田町、北浜町(西浜、北脇、牛谷)、神爪1～6丁目【加西市】福居町、谷口町、吉野町、福住町(東町、西町)、山下町(西町、中町、東町)、西横田町、鎮岩町、岸呂町、東長町、西長町、東剣坂町、西剣坂町、中山町、大柳町、王子町、戸田井町、両月町、大村町、尾崎町、段下町、中西町(南町、北町)、琵琶甲町、野条町、牛居町、野田町(上野田町、東野田町)、東笠原町、西笠原町、三口町、坂本町、倉谷町、倉谷町千ノ沢町、田原町、網引町南網引町【福崎町】八千種、八千種鍛冶屋

(4) 搬出を制限する期間

令和8年1月8日から当分の間